

神奈川県糖尿病協会個人会員の会 「風車の会」 ご紹介

日本糖尿病協会の会員になるには、通院先の医療機関の患者会（友の会）に入会し、神奈川県糖尿病協会（日本糖尿病協会神奈川県支部）の会員になることにより自動的に日本糖尿病協会会員となるのが原則です。大部分の方はこのようないい形で日本糖尿病協会の会員様となっておられます。一方、通院先の医療機関に「友の会」がなくて日本糖尿病協会の会員になりたい方は、日本糖尿病協会に個人的に入会する、いわゆる「本部会員」になっていただくのが原則です。

しかし、神奈川県糖尿病協会では、大分以前から、神奈川県糖尿病協会独自の個人会員を募集しておりました。平成24年にはこのような個人会員の方が38名おられましたが、「個人会員の会」としての活動は実質的には行われておりませんでした。

24年4月以後、個人会員に新たになりたい方は原則として日本糖尿病協会に直接所属する、「本部会員」になっていただくこととし、神奈川県糖尿病協会独自の個人会員の募集は停止しました。

さらに25年4月より、現在神奈川県糖尿病協会個人会員38名の方を、医療スタッフ（医師、看護師、栄養士など）と患者様に分け、医療スタッフの方の個人会員会を「睦月会」（会長 常盤 千鶴子）、患者様の個人会員会を「風車の会」（会長 布村 昇三）とし、新たにスタートしました。

今後「風車の会」は、神奈川県糖尿病協会の行事に参加したり、個人会独自の活動を行ったりしてゆく予定です。「風車の会」発足にあたり、会則などを整備しましたのでご覧下さい。

風車の会事務局：川崎市多摩区堰3-2-13

風車の会 会長：布村 昇三

No.

1

Date

神奈川県糖尿病協会神奈川県支部

個人患会員の会会則

平成25年4月1日 制定施行

神奈川県糖尿病協会神奈川県支部会則に準用する

神奈川県糖尿病協会個人患者会会則

第1章 総 則

第1条

この会は月車の会と称する

第2条

この会は神奈川県支部の個人患者会員により構成する

第3条

この会の事務局は神奈川県内に置く

第4条

この会は個人患者会員を対称として支援を行ふ

第5条

この会は神奈川県内加盟医療機関及び医療スタッフ会員との相互交流に協力し支援する

第6条

この会は前条に掲げた目的を達成する旨に
次の事業を行ふ

機関紙
の配布

1 月刊 糖尿病ライツ 関東甲信越トキニース
個人会員に送付する

2 講演会 座談会 旅行会、ウォーキング等の
参加を呼び掛ける

3 治療及ひ予防に関する調査研究並びに
必要な資料を配布する

附 則

第3条 この会の事務局は次の住所に置く

川崎市多摩区壱 3-2-13

会名 月車の会 代表者三

第二章 会員

第7条

この会の会員は次の通りとする

1 個人患者を会員とする

2 加盟医療機関 医療スタッフ等
団体に属しない個人患者会員

第8条

会員の加入は当面行ない
但し個人会会長 支部会長の推薦
紹介に加入を認めた

第9条

この会に個人患者会員の名簿を備文する

第三章 役員

第10条

この会に次の役員を置く

- 1 会長 (理事) 1名
- 2 会長補佐 (支部事務局)
- 3 会計 (会長兼務)
- 4 監事 (支部監事)

第11条
第12条

個人会 会則に準用しない

第四章 退出方法

第13条

個人会理事は支部会長より推選工小長
患者会担当理事とて就任不可

第14条

第20条

個人会 会則に準用しない

第五章 職務

第21条

個人会会長は支部指導理事が就任しない場合を除いて会務を処理する

第22条

支部会長事務局は補佐を補佐役(会長不在の時は会務を執行する)

第23条

個人会会則は準用しない

第24条

監査は個人会の事業会計を監査し年度総会に会計報告をする

第25条

個人会の会則は準用しない

第六章

第26条

推選理事(会長)任期は2年とする但し再選可限り

第27条

第22条は準用する

第七章

第28条

この会の会則は準用しない

第34条

第八章 会費及び経費

第35条

この会の経費は会費寄附金及び他の
収入により支弁する。

第36条

会費は毎月一定額の会費を提出する。
1ヶ月額 250 円にて 1 年分 3000 円で
前項とす。

第37条

この会の事業年度は毎年 4 月 1 日を始まり
翌年 3 月 31 日を以て終り。

第九章 総則

第38条

支部会に準用しない。